

J L A 強化指定・日本代表公式ユニフォーム着用規程

日本ライフセービング協会
ライフセービングスポーツ推進本部
スポーツ育成委員会

■着用の規定

- 1) 強化指定選手および日本代表選手に任命された者は、その自覚と誇りを持ってJ L A公式ユニフォーム（以下「公式ユニフォーム」とする）を着用すること。
- 2) 強化指定選手およびハイパフォーマンスプログラム（以下「H P P」とする）に参加する場合は、原則として指定された公式ユニフォームを着用すること。特に日本代表選手として各種行事に参加する場合は指定された公式ユニフォームを着用すること。

■保管

強化指定選手および日本代表選手は、支給された公式ユニフォームを常に清潔に保つように心掛けること。

■返還

強化指定選手および日本代表選手から除籍された場合は、直ちに支給された公式ユニフォームを返還すること。

■禁止事項

- 1) 公式ユニフォームを第三者に譲渡、貸与ならびに売却すること。
- 2) J L Aが許諾する以外の商標およびマーク等を、公式ユニフォーム（身体ペイントも含む）につけること。
- 3) H P Pまたは日本代表以外の第三者の活動に公式ユニフォームを使用すること。
- 4) H P Pまたは日本代表以外のチームとして出場する大会において、公式ユニフォームを使用すること。
- 5) 公式ユニフォームを意図的に毀損・加工すること。
- 6) J L Aの事前承認が得られた場合には、上記5項はこの限りではない。

■届出の義務

公式ユニフォームを紛失、盗難または破損した場合、速やかにスポーツ育成委員会またはJ L A事務局にその旨を知らせること。

以上

制定 2014年3月17日
改定 2016年12月10日